

国保料の計算方法

国保料は月単位であり、月の途中から加入した場合でも日割り計算とはなりません

	医療分	支援分 (0歳から74歳までの人で後期高齢者医療制度を支援する国保料)	介護分 (40歳から64歳までの人で介護保険制度を支える国保料)
所得割額	加入者全員の「平成28年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) ×9.4%	加入者全員の「平成28年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) ×3.4%	40歳～64歳の加入者全員の「平成28年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) ×2.7%
均等割額	加入者の人数 ×2万3,520円	加入者の人数 ×8,040円	40歳～64歳の加入者の人数 ×7,320円
平等割額	一世帯にいくらと計算 2万1,840円	6,960円	4,680円

あなたの世帯の国保料 = **医療分の合計** + **支援分の合計** + **介護分の合計**

(国保料は10円未満の端数を医療分・支援分・介護分のそれぞれで切り捨てます)

最高限度額	各限度額を超えて納める必要はありません	54万円	19万円	16万円
--------------	---------------------	-------------	-------------	-------------

国保料の内訳

国保料の内訳は年齢によって異なります

40歳未満の人	国保料=医療分+支援分	(介護分の負担はありません)
40歳～64歳の人	国保料=医療分+支援分+介護分	
65歳～74歳の人	国保料=医療分+支援分	(介護保険料は国保料とは別に納めます)

*「平成28年中の基礎控除後の総所得金額等」とは、平成28年1月1日から12月31日までの1年間の総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた金額

国保料を納める義務は、国保加入者がいる世帯の世帯主にあると法律で定められています。

●納付書による納付(普通徴収)
金融機関(四国内のゆうちょ銀行および郵便局を含む)のほかに、コンビニエンスストアで納付できます。
●口座振替による納付(普通徴収・要手続き)
一度手続きをすると、翌年度以降も自動的に振り替えが継続されるので大変便利です。納入通知書に同封の申込はがきに必要事項を記入・押印し、直接または郵送で国保・年金課へ提出

国保料の納付方法と納期

●提出先) 国保・年金課 賦課担当(2番窓口)、支所、出張所
※郵送でも受け付け可

国保料のQ&A

●年金天引き(特別徴収)
国保加入者全員が65歳以上74歳未満の世帯の国保料は、原則として世帯主の年金から天引き(特別徴収)となります。

今後のスケジュール

●限度額適用・標準負担額減額認定証の申請受け付けは7月初旬ごろから
国保加入者の保険診療分の負担額を抑えることができます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請受け付けは7月初旬ごろからを予定しています。すでに持っている人も更新手続きが必要ですので、ご注意ください。

納期限までに納付が困難な場合はご相談ください

やむを得ない事情などにより各期の納期限までに納

●新しい国保証は7月末までに郵送
現在の国保証は有効期限が7月31日です。新しい国保証は7月末までに各世帯に郵送します。
※詳細は今後、市ホームページや広報まつやまでもお知らせする予定です

国保料の軽減や減免など詳しくは納入通知書同封のリーフレット『国保だより平成29年度 国民健康保険料のご案内』または市ホームページを確認

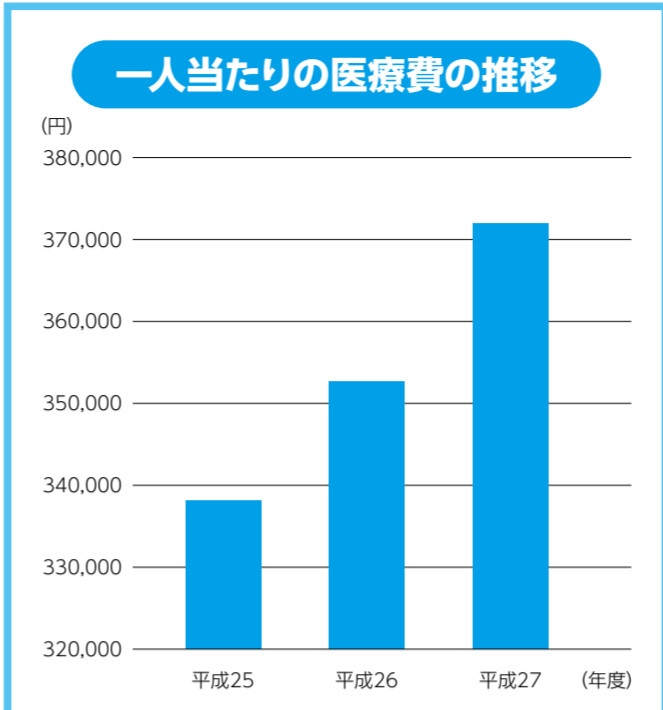
められない場合は、納付相談を行っていますので、必ず相談してください。

【お問い合わせ】

- 〒790-8571 国保・年金課 (市役所別館3階) の下記担当へ (ファクス、メールは共通 ☎934-2631、✉kokuhonenkin@city.matsuyama.ehime.jp)
- 国保料の計算・所得申告書・特別徴収のこと=賦課担当(2番窓口) ☎948-6365
- 加入・脱退・証再交付のこと=資格担当(3番窓口) ☎948-6363
- 高額療養費・限度額適用認定証など給付のこと=給付担当(5番窓口) ☎948-6361
- 国保料の納付、納付相談=収納担当(1番窓口) ☎948-6864
- 口座振替・納付証明・保健事業=総務・医療制度担当(6番窓口) ☎948-6376

総合窓口センターの下記の延長時間帯には市民課(本館1階)で国保業務も取り扱っています
●毎週木曜日(祝日、年末年始を除く)19時まで ●毎月第2土曜日 8時30分から17時まで

松山市 国保 検索



国保の厳しい財政状況が続いています
私たちは、いつ病気がやけがをするかわかりません。そのために皆さんでお金を出し合うことが保険制度であり、私たちはさまざまな保険制度のいずれかに加入することになっています(国民皆保険制度)。
国保は市区町村が保険者となり運営するものですが、少子化による若い世代の加入者の減少、75歳以上が加入する後期高齢者医療世代の増加などから、加入者は減少傾向にあります。一方、近年の急速な高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加などさまざまな要因から、医療費は年々増加しています。このため、以前と比べて少ない加入者で、以前よりも多くの医療費を負担するための財源が必要となり、その運営は大変厳しい状況が続いています。

国保運営安定化に向けた取り組み
「皆さんも協力ください」

- 国保喪失手続きの勧奨通知(資格・賦課の適正化)
- 職場の健康保険などに加入している可能性がある人に対して、定期的な喪失届出の勧奨通知を送ります。
- 給付費の適正化
- 特定健康診断の受診率の向上を目指します。
- 診療報酬明細書の縦覧点検(重複・頻回受診の適正化など)を行います。
- 医療費通知を送付(2カ月1度)します。
- 健康講座を開催します。
- 糖尿病重症化予防などに取り組めます。
- ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及啓発を行います。

※ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用差額通知を該当する人に送ります。本市での平成28年度の切り替えによる医療費の効果額

今までも、これからも。 未来 Mirai 信頼 Shinrai 安心 Anshin ジェネリック医薬品 (出所) 厚生労働省

賦課決定(料金計算)の期間制限(国保法第110条の2)

ご注意ください

- 平成27年度以降の国保料は、計算に2年間の期間制限が明示され、その年度での国保料の最初の納期の翌日(通常7月1日)から起算して2年を経過した日以降は処理できない、とされました。
- 国保をやめる届け出や国民健康保険料所得申告書の提出が遅れた場合などで上記の期間制限に該当すると、納付した国保料を還付できなくなりますので注意してください。

平成30年度から国保運営主体が変わります

国保は現在、市区町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは都道府県と市区町村が共同保険者となって運営する形に変更されます。

(平成30年度からの愛媛県と松山市の主な役割)

愛媛県	松山市
財政運営の責任主体	引き続き被保険者に関係する事務を行います

(愛媛県単位の資格管理について)

- 改正点① 今回の改正により愛媛県単位で資格管理されるようになります。
 - ・県内の他の市町へ転出した場合でも「県の国保加入者」として資格は継続します。
 - ・ただし、資格は継続しますが国保証は転入後の市町で改めて交付します。
- 改正点② 高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります。
 - ・県内での転出・転入は資格喪失とはならないため、世帯の継続性(家計の同一性、世帯の連続性など)が保たれている場合、高額療養費の該当回数が通算されるようになります。
- 改正点③ 国保証などの様式(限度額適用認定証などを含む13様式)
 - ・本市での新たな国保証への切り替え時期は平成30年8月1日を予定しています。それまでに交付した国保証の有効期限内はそのまま使うことができます。(限度額適用認定証なども同様の取り扱い)
- 改正点④ 「転出確定日」で資格管理や国保料の計算などが行われるようになります。
 - ・資格の空白期間が生じることのないよう「転出確定日」で資格管理や国保料の計算などが行われるようになります。

* 以上は平成29年5月時点の法令などにに基づきます

特集 知ってほしい 国民健康保険 2017

国民健康保険(以下、国保)制度は、誰でもいつでも医療保険の適用が受けられる、社会を守るための大切な仕組みです。国保加入者が、万一の病気がけがなどの場合に安心して病院などを受診できるよう、収入などに応じて納める国保料と国・県・市からの補助金などを財源として運営しています。

は約2200万円(推計)です。

- 国保料収納率の向上
口座振替の推進や納付機会の拡充(コンビニ納付、徴収嘱託員による各戸訪問)に努めます。
- 国保料の見直し
加入者数・給付費の推移や傾向、診療報酬の改定などの情報を把握・推計することで、毎年国保料率などを見直していきます。

納入通知書を世帯主(国保加入者でない場合も含む)に6月16日(金)発送予定です。4・5月に加入者の世帯に異動(転入・転出・出生死亡・健康保険加入など)があった場合も今回の発送分に含まれます。納入通知書には、平成29年度に納める国保料の内訳や納期などの大切な情報を記載していますので、必ずご確認ください。

市の国保料は次ページ(5画)上図に示す計算方法により世帯単位で決まります。国保料の所得割額の計算対象となる主な所得などは納入通知書同封のリーフレットまたは市ホームページでご確認ください。

平成29年度の国保料率は据え置きです

据え置き	国保料率(所得割額の計算率、均等割額、平等割額)は変更ありません
据え置き	最高限度額の引き上げはありません(平成28年度から変更なし)
拡 大	均等割額と平等割額の法定軽減を判定するための所得範囲が拡大します(下表)

軽減割合	平成28年度 軽減判定所得	軽減割合	平成29年度 軽減判定所得
6割	33万円 +(26万5千円×加入者の人数※) 以下	6割	33万円 +(27万円×加入者の人数※) 以下
2割	33万円 +(48万円×加入者の人数※) 以下	2割	33万円 +(49万円×加入者の人数※) 以下

※[加入者の人数]には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含まれます